茨木市後期高齢者医療保険料口座振替制度実施要綱

（趣旨）

第１　この要綱は、茨木市後期高齢者医療保険料の口座振替制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

（取扱金融機関）

第２　取扱金融機関は、茨木市の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関のうち、茨木市後期高齢者医療保険料の口座振替に関する契約を締結している金融機関（以下「金融機関」という。）とする。

（指定預金口座）

第３　口座振替をすることができる預金は、普通預金、当座預金又は納税準備預金のうち納付義務者（以下「納付者」という。）が指定した１口座とする。

（対象者）

第４　口座振替の方法で納付できる者は、金融機関に口座を有する者で、当該金融機関の承認を得たものとする。

（口座振替依頼書による申込手続）

第５　口座振替を希望する納付者は、茨木市後期高齢者医療保険料口座振替依頼書・自動払込利用申込書（兼解約（廃止）届）（様式第１号Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ。以下それぞれ「依頼書（Ａ）・（Ｂ）・（Ｃ）・（Ｄ）」という。）を金融機関又は茨木市保険年金課のいずれかへ提出しなければならない。

２　金融機関は、依頼書の提出を受けたときは、記載事項及び当該納付者の指定預金口座を確認後、承認するものについては受付して、依頼書（Ａ）は金融機関で保管し、依頼書（Ｂ）には承認印を押印の上、依頼書（Ｂ）及び依頼書（Ｃ）を茨木市保険年金課へ送付し、依頼書（Ｄ）を納付者に交付する。

３　茨木市保険年金課は、金融機関から依頼書（Ｂ）及び依頼書（Ｃ）の送付を受けたときは、記載事項を確認し、受付印を押印の上、口座振替の取扱年月を記入して依頼書（Ｂ）を保管する。この場合において、納付者へは、依頼書（Ｃ）を送付する。

４　茨木市保険年金課は、依頼書の提出を受けたときは、記載事項を確認後、受付して依頼書（Ａ）・（Ｂ）・（Ｃ）を金融機関へ送付し、依頼書（Ｄ）を納付者に交付する。

５　金融機関は、茨木市保険年金課から依頼書（Ａ）・（Ｂ）・（Ｃ）の送付を受けたときは、当該納付者の指定預金口座を確認後、承認するものについては受付して、依頼書（Ａ）は、金融機関で保管し、依頼書（Ｂ）には承認印を押印の上、依頼書

（Ｂ）及び依頼書（Ｃ）を茨木市保険年金課へ送付する。

６　第３項の規定は、茨木市保険年金課が依頼書の提出を受け、金融機関から依頼書（Ｂ）及び依頼書（Ｃ）が送付されたときについて準用する。

（ペイジー口座振替受付サービスによる申込手続）

第５の２　第５第１項の規定にかかわらず、後期高齢者医療保険料の口座振替を希望する納付者は、マルチペイメントネットワークを利用した口座振替受付サービス（以下「ペイジー口座振替受付サービス」という。）による口座振替の申込みをすることができる。

２　当該サービスを利用した口座振替の申込みができる取扱金融機関は、第２に規定する金融機関のうち、市長が指定する金融機関（以下「ペイジー取扱金融機関」という。）とする。

３　当該サービスによる口座振替の申込みを希望する納付者は、ペイジー口座振替利用申込票（様式第２号）を茨木市保険年金課に提出しなければならない。

４　茨木市保険年金課は、前項の申込票が提出されたときは、記載内容に基づきペイジー口座振替受付サービス受付端末機（以下「受付端末機」という。）に必要事項を入力し、入力内容を納付者に確認させた後、キャッシュカード（磁気ストライプを有するものに限る。）を受付端末機のカードリーダーに読み取らせ、納付者に暗証番号を入力させる。

５　茨木市保険年金課は、前項の規定により入力された情報をペイジー取扱金融機関に送信するものとする。

６　ペイジー取扱金融機関は、受信した内容を確認の上、承認の可否を決定し、その結果を市長に送信するものとする。

（口座振替請求データの送付等）

第６　茨木市保険年金課は、口座振替に必要な情報を後期高齢者医療保険料収納済通知書（様式第３号（乙））を送付又は市が委託する事業者（以下「伝送処理委託業者」という。）を介して取扱金融機関との協議によって定める日までに電気通信回線を通して伝送する方式（以下「データ伝送方式」という。）により行うものとする。

２　茨木市保険年金課は、口座振替請求データを作成し、伝送処理委託業者へ茨木市後期高齢者医療保険料口座振替請求データ送付連絡票（様式第４号）とともに、６営業日前までに送信するものとする。

３　伝送処理委託業者は、前項の規定により市が送信した口座振替請求データを受信したときは、取扱金融機関別の口座振替請求データを請求し、取扱金融機関へ口座振替連絡票とともに、４営業日前までに送信するものとする。

４　伝送処理委託業者及び取扱金融機関は、口座振替請求データの内容を変更しては

ならない。ただし、市から茨木市後期高齢者医療保険料口座振替請求停止通知書（様式第５号。第９において「停止通知書」という。）の送付があった場合は、この限りでない。

５　システム障害等によりデータ伝送方式が行えない場合は、茨木市保険年金課、伝送処理委託業者又は金融機関で協議の上、電磁式記憶媒体など代替の方式にて行うものとする。

（振替日）

第７　振替日は、後期高齢者医療保険料の当該納期限に該当する日とする。ただし、振替日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日とする。

（振替納付手続）

第８　金融機関は、口座振替請求データに基づき、振替日に指定預金口座から振替処理を行い、茨木市の指定する口座に入金するものとする。

２　金融機関は、振替処理の手続き完了後、茨木市後期高齢者医療保険料口座振替済報告書（様式第６号）をとりまとめ店、茨木市指定金融機関を経由して、茨木市会計管理者に送付するものとする。

３　金融機関は、振替処理の手続完了後、茨木市後期高齢者医療保険料口座済報告書兼手数料請求書（様式第７号。第14において「報告書兼請求書」という。）を茨木市保険年金課に提出するものとする。

（口座振替の一時停止）

第９　茨木市保険年金課は、口座振替請求データを伝送処理委託業者を介して取扱金融機関に送信した後、３営業日前までに納税者から口座振替による後期高齢者医療保険料の納付が一時的に困難である旨の申出があるときは、停止通知書を当該取扱金融機関に送付する。

（口座振替結果データの送付及び収納済通知書の送付）

第10　金融機関は、振替納付の手続き完了後、次に掲げる方法により、送付するものとする。

(1) 後期高齢者医療保険料収納済通知書（様式第３号（乙））に領収印を押印し送付する方法

(2) 口座振替結果データを作成し、振替日の２営業日以内に伝送処理委託業者へ送信する方法

２　伝送処理委託業者は、金融機関から受信した口座振替結果データを統合し、必要事項を記載した振替結果一覧表及び不能結果一覧表とともに、市へ振替後３営業日以内に送信するものとする。

３　システム障害等によりデータ伝送方式が行えない場合は、第６第５項の規定を準用する。

４　茨木市保険年金課は、後期高齢者医療保険料を口座振替により収納したときは、納付者に後期高齢者医療保険料納入済額通知書（様式第８号）を送付するものとする。

（振替不能の取扱い）

第11　金融機関は、振替日に指定預金口座の預金不足等により口座振替が不能となったときは、振替不能の理由を茨木市保険年金課に通知する。

２　茨木市保険年金課は、口座振替が不能となった場合、直接納付義務者へ後期高齢者医療保険料口座振替不能通知書（様式第９号）と納付書を送付する。

（変更手続等）

第12　口座振替を依頼した納付者は、変更をするときは、第５第１項又は第５の２第１項の規定に準じ、その手続を行わなければならない。

２　第５第２項から第６項まで及び第５の２第２項から第６項までの規定は、口座振替の変更について準用する。

（解約手続等）

第12の２　口座振替を依頼した納税者は、口座振替の解約をするときは、依頼書（Ａ）・（Ｂ）・（Ｃ）・（Ｄ）を取扱金融機関又はい茨木市保険年金課のいずれかへ提出しなければならない。

２　第５第２項から第６項までの規定は、口座振替の解約について準用する。

３　口座振替の解約は、依頼書（Ｂ）及び依頼書（Ｃ）が茨木市保険年金課に到着したものについて、当該納付者が希望した時期から解約するものとする。ただし、当該納付者が希望した時期から解約することが事務手続上困難であると認められるときは、次に到来する時期から解約するものとする。

（資格喪失者等の取扱い）

第13　資格喪失等の理由により口座振替による納付の必要がなくなった場合は、当該納付者に係る納付書又は口座振替請求データを金融機関に送付しないものとする。

（取扱手数料の請求）

第14　口座振替収納の取扱手数料は、金融機関と協議の上、茨木市において負担するものとし、金融機関から送付される報告書兼請求書に基づき支払うものとする。

（株式会社ゆうちょ銀行が取り扱う口座振替）

第15　株式会社ゆうちょ銀行が取り扱う口座振替については、この要綱の規定中「金融機関」とあるのは「株式会社ゆうちょ銀行」と、「口座振替」とあるのは「自動払込」と、「預金」とあるのは「貯金」と、「普通預金」、「当座預金」及び「納税準備預金」とあるのは「通常貯金」とする。

（機密保護の義務）

第16　茨木市保険年金課は、口座振替による後期高齢者医療保険料の収納事務に係る

情報を取扱金融機関に引き渡す場合は、茨木市個人情報保護条例（平成18年茨木市条例36号）の規定に基づき、当該口座振替の事務を執行するために必要であり、かつ最小限のものに限定するものとする。

２　取扱金融機関及び伝送委託業者は、口座振替の事務に関し、知り得た個人情報の秘密保持、目的外利用及び外部提供の禁止、事故発生時における報告義務を厳守するものとする。

（その他）

第17　この要綱に定めるもののほか、口座振替の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成20年５月12日から実施する。

附　則

この要綱は、平成27年４月１日から実施する。

附　則

（実施時期）

１　この要綱は、平成28年４月１日から実施する。

（経過措置）

２　この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市後期高齢者医療保険料口座振替制度実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附　則

（実施時期）

１　この要綱は、平成30年４月１日から実施する。

（経過措置）

２　この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市後期高齢者医療保険料口座振替制度実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附　則

（実施時期）

１　この要綱は、平成30年８月17日から実施する。

（経過措置）

２　この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市後期高齢者医療保険料口座振替制度実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の

間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附　則

（実施時期）

1　この要綱は、令和元年５月１日から実施する。

（経過措置）

2　この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市後期高齢者医療保険料口座振替制度実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附　則

（実施期日）

1　この要綱は、令和３年12月１日から実施する。

（経過措置）

2　この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市後期高齢者医療保険料口座振替制度実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

3　この要綱実施の際、この要綱による改正前の茨木市後期高齢者医療保険料口座振替制度実施要綱による令和３年度茨木市後期高齢者医療保険料第５期分の口座振替については、なお従前の例による。

附　則

（実施期日）

1　この要綱は、令和４年１月４日から実施する。

（経過措置）

2　この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市後期高齢者医療保険料口座振替制度実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附　則

この要綱は、令和３年11月24日から実施する。

様式第1号A

（様式第1号 A）

取扱金融機関
ゆうちょ銀行　御中

茨木市　市税　国民健康保険料　後期高齢者医療保険料　介護保険料　保育所等利用者負担額　学童保育室利用料　水道料金・下水道使用料

口座振替納付依頼書（兼 解約（廃止）届）自動払込利用申込書

本書のとおり、私名義の預金（貯金）口座から口座振替・自動払込により納付したいので、裏面の約定（ゆうちょ銀行を除く）を承認のうえ申し込みます。なお、私以外の納税義務者等の納付金を振替納付するときは、その納税義務者等の同意を得ています。また、茨木市への当依頼書（申込書）の送付は、私に代わって貴行からお願いします。

太線枠内に必要事項を記入し、該当する項目に○印をつけてください。

納税義務者 納付義務者 保護者 水道使用者	住所	（〒　　－　　）	申込日　年　月　日
	氏名	フリガナ （明・大・昭・平・西暦　年　月　日生）	電話

区分		種目	主体番号	振替（払込）方法	振替（払込）開始（廃止）時期
①新規 ②解約	市税	○ 軽自動車税		全期	年度から
		○ 固定・都計税		全期・期別	年度　期分から
		○ 市・府民税		全期・期別	年度　期分から
		○ 国民健康保険料	被保険者番号 茨国	全期・期別	担当課から後日通知します
		○ 後期高齢者医療保険料	被保険者番号	期別	担当課から後日通知します
		○ 介護保険料（65歳以上のかた）	被保険者番号 0 0 0	毎月払い	担当課から後日通知します
		○ 保育所等利用者負担額	・公立教育・保育施設の利用者負担額（公立幼稚園・公立認定こども園を除く）及び延長保育料、主食費用・副食費用、給食費用、おやつ代等の合計額 ・私立保育所の利用者負担額 上記の内容が、下記の口座から振替されます。	毎月払い	担当課から後日通知します
		○ 学童保育室利用料	基本利用料・延長利用料の合計額が下記の口座から振替されます。	毎月払い	担当課から後日通知します
		○ 水道料金 下水道使用料	使用者番号 －	振替指定日は検針日を基準として市が指定する日とします。	

ゆうちょ銀行以外の金融機関			
銀行 信金・信組 労金・農協	本店 支店 支所 出張所		
金融機関コード	支店コード		
預金の種類		口座番号（右づめで記入）	
普通 ①	当座 ②	納税準備 ③	

ゆうちょ銀行				
種別	種目コード	契約種別コード	払込先口座番号	
市税	166（176）	35	00960－2－960146	
国保		28	00990－8－960539	
後期		28	00960－6－960706	
介護		28	00920－8－960581	
保育		30	00990－8－960335	
学童		33	00990－6－960822	
振込先加入者			茨木市会計管理者	
種別	種目コード	契約種別コード	茨木市水道事業管理者	
水道	166	22	00960－7－38785	
金融コード	通帳記号		通帳番号（右づめで記入）	
9900	1　0	の		

フリガナ		届出印	納税義務者等との関係	電話番号
口座名義人			本人・配偶者・子 親・その他（　）	

2枚目にも押印

取扱金融機関　使用欄	検印	印鑑照合	受付	日付印

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

（取扱金融機関保管）

様式第1号A裏面、D裏面

（様式第1号Ａ裏面、Ｄ裏面）

約定事項（ゆうちょ銀行を除く）

1　私が茨木市に納めるべき市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育所等利用者負担額、学童保育室利用料、水道料金・下水道使用料の納付書等が茨木市から貴行に送付されたときは、貴行において振替指定日に指定口座から私に通知することなく、納付書等に記載の金額を振替納付してください。

2　預金の払出手続きについては、当座勘定約定書、普通預金約定、納税準備金約定、又は預金規定にかかわらず、小切手の払出し、又は預金通帳及び預金払戻請求書の提出はいたしませんから、貴行所定の方法で処理してください。

3　指定口座の残高が振替日において納付すべき金額に満たないときは、私に通知することなく、茨木市の納付書等を返戻させても異議ありません。

4　この口座の振替契約は、貴行が必要と認めたとき、私の納付義務が消滅したとき、長期間にわたり引落としができなかったとき等、相当の事由があるときは、解約されても異議はありません。

5　この口座振替契約を解除する場合には、私から貴行へ届け出ます。

6　この口座振替による納付に係る領収書の発行については請求いたしません。

7　市税及び国民健康保険料の納付方法が全期納付の場合で、万一所定の振替日において指定口座の残額が納付すべき金額に満たないときは、２期以降期別納付に変更してください。

8　学童保育室利用料の納付は、学童保育室入室中の対象児童全員に係る利用料を指定の口座から口座振替により納付します。

9　この取扱いについて、万一紛議が生じても貴行及び茨木市に迷惑をかけません。

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。
（この規定に関してはゆうちょ銀行のホームページ又は担当課まで）

振替日について

【市　税】

税目	期別	振替日
軽自動車税	全期	5月31日

ただし、金融機関が休業日の場合は翌営業日になります。

税目	期別	振替日
固定資産税 都市計画税	全期	5月31日
	1期	5月31日
	2期	7月31日
	3期	9月30日
	4期	1月 4日

税目	期別	振替日
市・府民税 （普通徴収）	全期	6月30日
	1期	6月30日
	2期	8月31日
	3期	10月31日
	4期	1月31日

【国民健康保険料】
全期前納の場合、6月末日。期別納付の場合は当該納付月の末日。ただし、金融機関が休業日の場合は翌営業日になります。

【後期高齢者医療保険料】
当該納付月の末日。ただし、金融機関が休業日の場合は翌営業日になります。

【介護保険料】
当該納付月の末日。ただし、金融機関が休業日の場合は翌営業日になります。

【保育所等利用者負担額】
当該納付月の翌月15日。ただし、金融機関が休業日の場合は翌営業日になります。

【学童保育室利用料】
当該納付月の30日。（2月は28日）ただし、金融機関が休業日の場合は翌営業日になります。

様式第1号B

（様式第1号 B）

茨木市長
（申込先）茨木市水道事業管理者

茨木市

市税
国民健康保険料
後期高齢者医療保険料
介護保険料

保育所等利用者負担額
学童保育室利用料
水道料金・下水道使用料

口座振替納付依頼書（兼 解約（廃止）届）
自動払込受付通知書

本書のとおり、私名義の預金（貯金）口座から口座振替・自動払込により納付したいので、裏面の約定（ゆうちょ銀行を除く）を承認のうえ申し込みます。なお、私以外の納税義務者等の納付金を振替納付するときは、その納税義務者等の同意を得ています。

納税義務者 納付義務者 保護者 水道使用者	住所	（〒　　－　　）	申込日	年　月　日
	氏名	フリガナ （明・大・昭・平・西暦　　年　月　日生）	電話	

主体番号

区分		種目	主体番号	振替（払込）方法	振替（払込）開始（廃止）時期
①新規 ②解約	市税	⑭ 軽自動車税		1	年度から
		⑮ 固定・都計税		1・2	年度　期分から
		⑪ 市・府民税		1・2	年度　期分から
	○	国民健康保険料	被保険者番号 茨国	全期・期別	担当課から後日通知します
	○	後期高齢者医療保険料	被保険者番号	期別	担当課から後日通知します
	○	介護保険料（65歳以上のかた）	被保険者番号 0 0 0	毎月払い	担当課から後日通知します
	○	保育所等利用者負担額	・公立教育・保育施設の利用者負担額（公立幼稚園・公立認定こども園を除く）及び延長保育料、主食費用・副食費用、給食費用、おやつ代等の合計額 ・私立保育所の利用者負担額 上記の内容が、下記の口座から振替されます。	毎月払い	担当課から後日通知します
	○	学童保育室利用料	基本利用料・延長利用料の合計額が下記の口座から振替されます。	毎月払い	担当課から後日通知します
	○	水道料金 下水道使用料	使用者番号 －	振替指定日は検針日を基準として市が指定する日とします。	

ゆうちょ銀行以外の金融機関			
銀行 信金・信組 労金・農協		本店 支店 支所 出張所	
金融機関コード		支店コード	
預金の種類		口座番号（右づめで記入）	
普通 ①	当座 ②	納税準備 ③	

ゆうちょ銀行

種別	種目コード	契約種別コード	払込先口座番号
市税	166（176）	35	00960－2－960146
国保		28	00990－8－960539
後期		28	00960－6－960706
介護		28	00920－8－960581
保育		30	00990－8－960335
学童		33	00990－6－960822
	振込先加入者		茨木市会計管理者
種別	種目コード	契約種別コード	茨木市水道事業管理者
水道	166	22	00960－7－38785
金融コード	通帳記号		通帳番号（右づめで記入）
9900	1　0	の	

フリガナ		届出印	納税義務者等との関係	電話番号
口座名義人			本人・配偶者・子 親・その他（　）	

当店に上記預金（貯金）口座名義人の預金（貯金）があることを確認し、本書を承認しました。

年　月　日

取扱金融機関

承認印

市税	国保	後期	介護	保育	学童	日付印
水道	通知日	入力日	確認印	整理番号		

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。（金融機関→茨木市保管）

様式第1号C

（様式第1号 C）

茨木市 国民健康保険料 介護保険料 後期高齢者医療保険料 口座振替・自動払込納付について

さきに、あなたから申し出のありました口座振替・自動払込による納付は、下記のとおり取扱いすることになりましたので通知します。

納付義務者	住所	（〒　　－　　）	申込日	年　月　日
	氏名	フリガナ	電話	

口座振替・自動払込の振替日

区分

【国民健康保険料】
全期前納の場合は６月末日。期別納付の場合は当該納付月の末日。
ただし、金融機関が休業日の場合は翌営業日となります。
【後期高齢者医療保険料】
当該納付月の末日。ただし、金融機関が休業日の場合は翌営業日となります。
【介護保険料】
当該納付月の末日。ただし、金融機関が休業日の場合は翌営業日となります。

①新規　②解約

	被保険者番号	振替(払込)方法	（振替開始時期）
◯ 国民健康保険料	茨国	全期・期別	全期：　年度分から毎年度６月振替 期別：　年　月（第　期分）から
◯ 後期高齢者医療保険料		期別	年度　期分から （初回振替日：　年　月　日）
◯ 介護保険料（65歳以上のかた）	0 0 0	毎月払い	年度　期分から （初回振替日：　年　月　日）

ゆうちょ銀行以外の金融機関

銀行 信金・信組 労金・農協		本店 支店 支所 出張所	
金融機関コード		支店コード	
預金の種類		口座番号（右づめで記入）	
普通①	当座②	納税準備③	

ゆうちょ銀行

種別	種目コード	契約種別コード	払込先口座番号
市税	166 (176)	35	00960－2－960146
国保		28	00990－8－960539
後期		28	00960－6－960706
介護		28	00920－8－960581
保育		30	00990－8－960335
学童		33	00990－6－960822
	振込先加入者		茨木市会計管理者
種別	種目コード	契約種別コード	茨木市水道事業管理者
水道	166	22	00960－7－38785
金融コード	通帳記号		通帳番号（右づめで記入）
9900	1　　0	の	

フリガナ		納税義務者等との関係	電話番号
口座名義人		本人・配偶者・子 親・その他（　）	

※　　年度第　　期までの保険料につきましては、納付書で納めてください。すでに納付済みの場合は行き違いですので、ご了承ください。

※複数の種目を同時に申し込まれた場合、整理の都合上、市税・各保険料・保育所等利用者負担額・学童保育室利用料・水道料金・下水道使用料によって開始時期が異なる場合があります。お手数ですが、各担当課からの通知を確認してください。

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

（金融機関→茨木市→ご本人）

様式第1号D

（様式第1号 D）

取扱金融機関
ゆうちょ銀行　御中

茨木市

市税
国民健康保険料
後期高齢者医療保険料
介護保険料

保育所等利用者負担額
学童保育室利用料
水道料金・下水道使用料

口座振替納付依頼書（兼 解約（廃止）届）自動払込利用申込書

本書のとおり、私名義の預金（貯金）口座から口座振替・自動払込により納付したいので、裏面の約定（ゆうちょ銀行を除く）を承認のうえ申し込みます。なお、私以外の納税義務者等の納付金を振替納付するときは、その納税義務者等の同意を得ています。また、茨木市への当依頼書（申込書）の送付は、私に代わって貴行からお願いします。

太線枠内に必要事項を記入し、該当する項目に○印をつけてください。

納税義務者 納付義務者 保護者 水道使用者	住所	（〒　　－　　）	申込日	年　月　日
	氏名	フリガナ （明・大・昭・平・西暦　　年　月　日生）	電話	

区分	種目		主体番号	振替（払込）方法	振替（払込）開始（廃止）時期
①新規 ②解約	市税	○ 軽自動車税		全期	年度から
		○ 固定・都計税		全期・期別	年度　期分から
		○ 市・府民税		全期・期別	年度　期分から
	○ 国民健康保険料		被保険者番号 茨国	全期・期別	担当課から後日通知します
	○ 後期高齢者医療保険料		被保険者番号	期別	担当課から後日通知します
	○ 介護保険料（65歳以上のかた）		被保険者番号 0 0 0	毎月払い	担当課から後日通知します
	○ 保育所等利用者負担額		・公立教育・保育施設の利用者負担額（公立幼稚園・公立認定こども園を除く）及び延長保育料、主食費用・副食費用、給食費用、おやつ代等の合計額 ・私立保育所の利用者負担額 上記の内容が、下記の口座から振替されます。	毎月払い	担当課から後日通知します
	○ 学童保育室利用料		基本利用料・延長利用料の合計額が下記の口座から振替されます。	毎月払い	担当課から後日通知します
	○ 水道料金 下水道使用料		使用者番号 －	振替指定日は検針日を基準として市が指定する日とします。	

ゆうちょ銀行以外の金融機関

銀行 信金・信組 労金・農協		本店 支店 支所 出張所	
金融機関コード	-	支店コード	
預金の種類		口座番号（右づめで記入）	
普通 ①	当座 ②	納税準備 ③	

ゆうちょ銀行

種別	種目コード	契約種別コード	払込先口座番号
市税	166 (176)	35	00960－2－960146
国保		28	00990－8－960539
後期		28	00960－6－960706
介護		28	00920－8－960581
保育		30	00990－8－960335
学童		33	00990－6－960822
	振込先加入者		茨木市会計管理者
種別	種目コード	契約種別コード	茨木市水道事業管理者
水道	166	22	00960－7－38785
金融コード	通帳記号		通帳番号（右づめで記入）
9900	1　　0	の	

フリガナ			
口座名義人		納税義務者等との関係 本人・配偶者・子 親・その他（　　）	電話番号

市・金融機関受付日
年　月　日

市・取扱金融機関　使用欄

裏面の約定事項（ゆうちょ銀行を除く）をご確認ください。
※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

日付印

（ご本人保管）

様式第２号

ペイジー口座振替利用申込票

申込年月日
年　　月　　日

（あて先）茨木市長

１納付義務者

住所		
フリガナ		電話番号
氏名		

２口座名義人　　□　上記の納付義務者と同じ

※　上記の納付義務者と異なる場合は、下欄をご記入ください。

住所		
フリガナ		電話番号
氏名		

３振替科目

科目	被保険者番号								開始時期
後期高齢者医療保険料									年　　期分より

口座振替をペイジー口座振替利用申込で申込を行いました。

申込者名：

市受付印

様式第3号

茨木市後期高齢者医療保険料納入通知書

後期高齢者医療保険料収納済通知書

茨木市
272116

ID	CD	業務	通知書番号	期別	保険料	延滞金	督手	調定年度

通知書番号	年度	期別	保険料	振替日
			円	年　月　日

金融機関コード	預金種目	口座番号	口座名義人

様納

上記の金額を口座振替
により収納しました。

茨木市会計管理者　殿

指　定
金融機関印

取りまとめ
金融機関印

領収日付印

期分

受入金融機関

様式第3号(乙)　　（茨木市保管）

後期高齢者医療保険料収入通知書(収納取扱店保存)

通知書番号	年度	期別	保険料	金融機関コード	預金種目	口座番号
			円			

口座名義人	振替日
	年　月　日

様

上記の金額を口座振替により収納してください。

様式第3号(甲)　　茨木市会計管理者

振替不能理由
1 資金不足
2 取引なし
3 振替停止
（預金者の理由）
8 振替停止
（委託者の理由）
9 その他（　　）

領収日付印

期分

様式第４号

茨木市後期高齢者医療保険料口座振替請求データ送付連絡票

年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

茨木市健康医療部保険年金課

下記のとおり茨木市後期高齢者医療保険料口座振替請求データを送付します。

振替日	年　　月　　日

種目	茨木市後期高齢者医療保険料	
振替請求		件
		円

委託事業者保管

様式第５号

年　　月　　日

茨木市後期高齢者医療保険料口座振替請求停止通知書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

茨木市健康医療部保険年金課

下記の納付義務者について、口座振替の停止を依頼します。

金融機関コード									
							振　替　日	年　　月　　日	
支　店		指　　定　　預　　金　　口　　座			保 険 料（円）	取扱を停止する者		理由
コード	名　称	種　別	口　座　番　号	預　金　者　名		被保険者番号		

預金種別コード　　1.普　通　　2.当　座　　3.納税準備　　理由コード　　1.市の都合　　2.本人の都合

様式第6号

茨木市後期高齢者医療保険料 口座振替 自動払込 済報告書

年　　月　　日

（報告先）　茨木市会計管理者

取りまとめ店（局）
所　　在　　地
（金融機関）
店　（局）　名
支 店（局）長 名

店（局）印

支店長

茨木市後期高齢者医療保険料 口座振替 自動払込 納付の振替日における納付状況を下記のとおり報告します。

	振 替 日	年　　月　　日
納　付　の　種　類	茨 木 市 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	
	1	2　納付書
振 替 （ 払 込 ） 依 頼	件	件
(A)	円	円
振 替 （ 払 込 ） 不 能	件	件
(B)	円	円
振 替 （ 払 込 ） 済	件	件
(A) － (B)	円	円
振 替 （ 払 込 ） 手 数 料	件	件
	円	円

（手数料は消費税を含む。）

（市→取りまとめ店→指定金融機関→市会計室）

（市→ゆうちょ銀行→市会計室）（ゆうちょ銀行の場合）

会計室保管

様式第7号

茨木市後期高齢者医療保険料 口座振替 自動払込 済報告書兼手数料請求書

年　　月　　日

（提出先）

茨　木　市　長

取りまとめ店（局）
所　　在　　地
（金融機関）
店　（局）　名
支 店（局）長 名

店（局）印

支店長

茨木市後期高齢者医療保険料 口座振替 自動払込 納付の振替日における納付状況を下記のとおり報告します。

なお、兼ねて口座振替取扱手数料等を請求いたします。

	振 替 日	年　　月　　日
納　付　の　種　類	茨 木 市 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	
	1	2　納付書
振 替 （ 払 込 ） 依 頼	件	件
(A)	円	円
振 替 （ 払 込 ） 不 能	件	件
(B)	円	円
振 替 （ 払 込 ） 済	件	件
(A) － (B)	円	円
振 替 （ 払 込 ） 手 数 料	件	件
	円	円

（手数料は消費税を含む。）

（市→取りまとめ店（局）→市保険年金課）

保険年金課保管

様式第8号

年　　月　　日

茨木市健康医療部保険年金課長
（本館1階7番窓口）
電話　620-1630

後期高齢者医療保険料　納入済額通知書（お知らせ）

被保険者番号									←お問い合わせ番号
被保険者氏名									

あなたが　令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日までに納入された後期高齢者医療保険料は以下のとおりです。

納入済額	納入済額の内訳	
	特別徴収分	普通徴収分 （内　口座振替分）
円		円 （　　円）

口座振替分の口座名義人

口座振替済通知書はお送りしませんので
通帳記帳によりご確認ください。

■ご注意

1. この通知書の納入済額は、あなたが昨年1年間（１月　１日～１２月３１日）に納入された保険料の合計額です。ただし、金融機関に納められた保険料は茨木市に入金されるまで日数を要します。　（※この通知書は昨年12月31日までに茨木市に入金されたデータで作成しています）。
2. 納入済額は、所得税確定申告の社会保険料控除の対象となりますので、申告の際にはこの通知書をご利用ください。
3. 年金からのお支払分は特別徴収分として表示しています。
4. この通知者は、上記期間に保険料を納めていただいたすべての被保険者に、納入済額をお知らせするためのものです。したがって、**この通知書により、保険料の支払いや、なんらかの手続き等をしていただくものではありません。**

（被保険者がお亡くなりになられている場合でも、相続人の確認ができないため、送付先は被保険者本人となっています。）

様式第9号

年　　月　　日

茨木市長　　印

年度　後期高齢者医療保険料　口座振替不能通知書

口座振替により支払っていただくことになっていましたあなたの後期高齢者医療保険料は、下記の理由により振替できませんでした。

同封の納付書で、取扱期限までに必ず納めてください。

取扱金融機関名 取扱金融機関支店名			
預金種目		口座番号 口座名義人	
被保険者氏名		被保険者番号	

1　振替不能の保険料額

	金額	円
振替できなかった理由		

2　督促及び延滞金

保険料をこのまま納付されないと、督促状が発送されるほか延滞金が徴収されます。

3　同封の納付書での取扱期限

取　扱　期　限	

※この通知書が届く前に納付済みの場合は、行き違いですのであしからずご了承下さい。

問い合わせ先

茨木市健康医療部保険年金課高齢医療係

〒567-8505　大阪府茨木市駅前三丁目8番13号

TEL　072-620-1630